

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

第二条 民生委員の市町ごとの定数は、次の表に定めるとおりとする。

| 市町名 | 定数 |
|-------|-------|
| 呉市 | 六三三人 |
| 竹原市 | 八三人 |
| 三原市 | 二五二人 |
| 尾道市 | 三七二人 |
| 府中市 | 一二一人 |
| 三次市 | 一八九人 |
| 庄原市 | 一六三人 |
| 大竹市 | 六七人 |
| 東広島市 | 三一五人 |
| 廿日市市 | 二二三三人 |
| 安芸高田市 | 一二九人 |
| 江田島市 | 一〇三人 |
| 府中町 | 一〇四人 |
| 海田町 | 四一人 |
| 熊野町 | 四八人 |
| 坂町 | 三四人 |
| 安芸太田町 | 四五人 |
| 北広島町 | 七七人 |
| 大崎上島町 | 四六人 |
| 世羅町 | 六九人 |
| 神石高原町 | 四九人 |

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。